

## 手数料の見直し（案）

事務の名称	一般廃棄物処理施設許可等事務
-------	----------------

以下は令和8年第1回定例県議会へ提案した条例改正案の内容です。  
 県議会で条例が可決された場合、令和8年4月1日から施行する予定です。

（単位：円）

手数料の名称・区分		単位	料金		
			改定前	改定後（案）	改定見込額
設置許可申請手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設	件	130,000	<u>136,000</u>	6,000
	その他の一般廃棄物処理施設	件	110,000	<u>115,000</u>	5,000
変更許可申請手数料	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設	件	120,000	<u>125,000</u>	5,000
	その他の一般廃棄物処理施設	件	100,000	<u>105,000</u>	5,000
熱回収施設認定申請手数料		件	33,000	<u>33,900</u>	900
熱回収施設認定更新申請手数料		件	20,000	<u>20,500</u>	500
譲受け等許可申請手数料		件	70,000	<u>71,000</u>	1,000
合併又は分割認可申請手数料		件	70,000	<u>71,000</u>	1,000